

資源・ごみの持ち去り行為は禁止です

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例

令和8年4月施行・10月一部施行（罰則規定）

禁止される 持ち去り行為

特定の品目ではなく、市が収集している品目及び
集団回収団体が回収している品目の全てを対象
に持ち去り行為を禁止します。

罰則について (令和8年10月施行)

勧告、命令を経て、
命令違反者は、

氏名公表

50万円以下の罰金

集団回収団体は 規制から除外

申請をして、許可を得た団体は規制対象から除外
します。当該団体に対して、除外対象であること
が明確にわかるよう腕章を配付し「団体構成
員は活動時に必ず着用すること」「活動区域内の
市民に当該団体による収集・運搬について理解
を得ること」などを活動条件とします。

持ち去り行為の通報方法

LoGoフォーム

名古屋市
資源・ごみ持ち去り行為
通報専用フォーム



LoGo フォーム



資源・ごみ分別アプリ
さんあ〜る

資源ステーションにおける
不法投棄・持ち去り等の通報



for Android



for iPhone

お電話



持ち去り通報ダイヤル
※令和8年4月から

☎ 052-972-7530